### 經濟論叢

#### 第八十卷 第一號

ルカーチにおける社会存在の				
論理 <del>(-)</del> ······平	井	俊	彦	1
国会開設請願運動の発展構造()内	藤	正	中	21
わが国労働組合組織の若干の考察…西	岡	孝	男	44
A・A・ロゴー「労働党政府とイギリン	ス定当	巻		
(1945—51)			河	62

昭和三十二年七月

京都大學經濟學會

# 国会開設請願運動の発展構造口

内 藤 Œ 中

### 問 題 0) 赆 定

党の組織過程』 である。すてにわたしは、『自由民権運動と豪農層――美作自由党の成立』(『経済論叢』七六巻一号)・『山陽自由 がりと全国民的なたかまりを示すことになる明治十三・四年における、全国的統一戦線の形成過程にかんするもの 立し、それに代る国会開設のなかに、 って、全国民が政治に参加してゆく点にもとめられている。わたしたちの自由民権運動もまた、有司専制政府に対 ってたたかったものであった。 ブル わたしが、とこでとり上げようとしている問題は、自由民権運動、とりわけ国会開設を要求しつつ全国的なひろ .ジョア民主主義革命運動がめざす政治的課題は、特権階級による政権独占を否定して、議会制度の確立をも (同上誌七八巻一号) のなかで、 岡山県を舞合とする民権派勢力の結集について、 不充分ながら追究 みずからの権利と利益を主張しつつ、要求実現のため全国民的統一行動をも

第八十卷 第一号 とされ、国会開設請願運動のたかまりを期として、広汎な大衆的基盤に立つことができたといいをがらも、

をしてきた。だがそこでは、士族民権·

- 豪農民権

――農民民権という指導者階層の変遷のありようが主要な課題

国会開設請願運動の発展構造日

していたにすぎなかった。こうした欠陥の克服が、本稿での最重要問題となる。 と大衆とのつながりについては、ほとんど明らかにすることがなかった。したがって、 た階級関係の具体的 な把握もなくして、ただたんに経済的基盤 の変化からだけで、 「専制政府打倒」 民権運動家の政治的動向 国民諸階級の要求をふまえ 「国会開設」 .を説明 Ø

導者階層と同盟勢力をむすぶ環である。とのことはまた、 階級も存在していたはずである。 議会主義がつくりだされてゆく道すじを追究してゆくためにも、 国民の意志が代表者の意志にすりかえられ、 運動に参加していったかを、明確にしておかなければならない。個々の階級的利害にもとづく具体的な要求は、 には、政治にたいする直接的な参加を主張するものもあれば、他の要求をもって「国会開設」に期待して参加した 者の具体的要求を、 が必要である。 動員が可能であった、 て発展していった階級が、 民権運動の綱領・スローガンと、それに参加した個々の階級的利害にもとづく諸要求とは、 綱領のもとに結集された全国民大衆にたいして、「民撰」の名において「一般人民」―「農工商卑賤三民」の さらに経済過程に即して考えれば、ブルジョア的発展のなかで、 「民撰議院設立」「国会開設」 直接的に反映したものではない。 とする場合も(『近代日本思想史』第一卷五七頁)、 「上からの道」に買いとられ、 とすれば、ここでわたしたちは、国民諸階級が、 指導者階層=代表者の階級的利害に適合した政治制度 は、 政治運動の目標・闘争スローガンであっても、 したがって、 ブルジ『ア民主主義革命をめざす政治過程 鞍替させられてゆく客観的諸条件を考慮するための前 ぜひ明らかにしておかなければならない問題であ 「国会開設」の統一綱領に結集した国民のなか 当初には民衆とともに「下からの道」 大衆参加を充分説明しているとはいえま 各自いかなる要求をもって民権 厳密に区別すること 決して運 が、 ブル 終局では、 アジョア をにた 動 加

提ともなるものである。

げることを拒否したときが、民衆独自の組織が成立する時点であるといえよう。 民大衆との同盟のしかた、あるいは、民衆の切実な要求をとり上げてゆく態度のちがいに、具体的に表明されてい 成功したかが問題となる。自由民権運動の発展過程とは、客観情勢の推移 民権とふつう呼びならわされている指導階層の推移する過程であり、 るのではなかろうか。大衆的要求にたいする態度の相違こそ、 ついで、広汎な国民大衆を同盟勢力として結集したとすれば、そのいかなる要求をとらえることによって組織化に て、近代化をめぐる階級配置、 したがって、自由民権運動 それぞれの階級的利害のあるところを確認することからはじめなければならない。 国会開設請願運動組織化の過程を明らかにしようとするわたしたちは、まずもっ ほかならぬ士族民権 指導者たちが、 ――階級関係の変化してゆくなかで、国 ――豪農民権 民衆の要求を無視し、とり上 自由党・農民

おいて、本稿の直接的な前提をなすものである。 由党と美作自由党にかんする二つの論文は、それぞれの地域での自由民権運動展開の見取図をあたえている意味に るが、論旨の具体的実証は、これまでと同様、主として岡山県地方での事実に求められる。 以上のような問題をもって、 国会開設請願運動の階級構成、指導=同盟関係の発展構造を追究してゆくことに すでに発表した山陽自 な

## 近代化をめぐる階級配置

でもなく、 めざす近代化とは、強力な中央集権であり、 討驀運動の目標達成を意味している四年の廃潛置県をもって、討幕派は急速に解体してゆくことになる。 ここで近代化--- 討幕派の解体に主導をとったものは、大隈・大久保ら絶対主義官僚であった。 全国的統一市場形成のための資本主義育成にあった。 新官僚の手によ かれらが いうま

国会開設請願運動の発展構造分

第八十卷

絶対主義政府には、軍事機構は必須のものであった。三年の御親兵設置において、天皇制軍隊創出のモデルケース 薔置県は、その目的にそって行われた。 郷隆盛を政府の側につけることに成功した。ことにはじめて政府は、自己の直接的基盤となる暴力装置をもちえた って、まず整備 いし、廃藩と代る置県を断行し、 薩長土三藩にもとめることによって、討幕運動の主力を構成した三藩の無力化と、 御親兵と四年四月設置の鎮台兵とを従えた政府官僚は、 が急がれたのは、 新しく政府任命の官僚的事・県令を、 資本主義化の前提としての中央集権化である。 中央集権化には、反対派の抑圧がともなう。 地方割拠・士族反動の拠点と目された諸藩にた 各府県に配置し終えるのであった。 東京遷都 いずれの国の歴史においても 不平士族派 · 御 親兵鎮台兵 のホ ! ブ んたる西

をおくことになる。 かにし、近代化の布石をめぐる階級配置の基本線を把握するために、徴兵令・地租改正・殖産興業という最重要な 、く一応の体制を整備しおえた明治政府は、五年以降に、直接、資本主義の発展をめざす近代化への重要な布石 以下においてわたしたちは、 絶対主義官僚の近代化がいかなる性格をもつものであるかを明ら

### I徴

슾

三局面につき考察してゆくことにしたい。

道」を目標として発布される(『太政官日誌』 建家臣団は、 五年一一月二八日の「徴兵告論」は、士族にたいして徹底的な批判を下し、 ここに解体を余儀なくされる。正面攻撃をうけた士族にたいして、国民全体の義務として強要された 五年十二月一日の条)。 「尾大の弊」と称され、 「上下を平均し、 かえって政府に対立し、直接 諸藩割拠の根源をなす封 人権を斉一にする

政府の期待に反して、服役三年の血税供出と新税増徴の憂慮とから、

徴兵令に対決することになった。

的反対闘争と消極的忌避の二方面から、

民衆の側では、

うみだされたものであった。 制度及自治制度確立の沿革』―『明治態政経済史論』三九三頁),足軽として討幕運動に参加した体験をもつ山県によって 経験と、 そして西郷隆盛につらなる一連の反革命分子派生の理由も、 徴兵令反対の有力意見が、 というとき、 目瞭然だろう。との高杉に、 つ、「赤根がなんだ。 内乱過程における高杉晋作の場合を想起しよう。 **論』七五号一七頁)。 徴兵令施行の意義にかんするこうした山県・品川的把握は、明らかに尊攘派士族のそれと異る。** なればなり」と断言し、尊譲派下士と庄屋同盟の意義を強調する(田中彰「明治絶対主義政権成立の「過程」 らにまた、 ことができるのであった。 底其の任に堪ふるものにあらず」(山県前掲談話『明治憲政経済史論』三九三貫)とする士族的反対意見の源流を見出す 我山口藩に於て維新前後幾多の大事業中、一として世禄士族の力ある事なし。 国民皆兵主義を標榜した徴兵制度は、 討幕運動におけるかれらのあり方からすれば、当然のことでもあろう。 欧州諸国の兵制を視察したるの結果とに拠り、断然徴兵制度を立つることに決意し」と(山県有朋談「徴兵 士族民権派が専制政府攻繋の口火を切ったとき、「徴兵令政体に合ずして軍制立たざるなり」「徴兵の令 「徴兵令に基く新制度に対しては、武事を弁へざる農工商の子弟をして兵役に服せしめたりとて、 あれは大島の百姓上りじやないか。俺は毛利家譜代の臣である。どっちが藩に忠義だかは 国家干城の任は士族のみにありとするのが、士族一般の共通したところである。 政府要路にある板垣退助・桐野利秋らからだされるのも(松下芳男『明治軍制史論』上巻二 ついて起て!」服部之総「明治維新における指導と同盟」―『服部之総著作集』五巻二一四頁) この山県兵部大輔の見解は、 「嘗て長藩の奇兵隊を一般四民に募集して、勇敢なる精兵を作り得たるの 元治元年馬関に蹶起した高杉は、奇兵隊総管赤根武人を排撃しつ 品川弥二郎において、 との山県・品川的徴兵令に求められるのであった。 要するに皆諸有志、 前原一誠。大楽源太郎 さらに具体的にされる。 即ち諸隊の功 品川 かくて、 à

国会開設請願運動の発展構造日

会開設請願運動の発展構造日

えぬ士族の特権意識が然らしめたものであるといえる。 批判の対象としてゆくのも(十年六月「立志社建日書」―『自由党史』一九〇・一九二頁)、 未だ払拭し

機は、責任者の処分で一応回避されるが、問題はその後へもちこされ、岡山藩御小人出身新庄厚信が、 対立というかたちであり、すでにみてきた徴兵令をめぐる対立関係と本質的には同一のものである。 事をかつぎ、農兵による第三兵団および新式装備の砲兵隊とは、森下権大参事にくみした。森下は、三十石の郡 対立抗争することとなる。すなわち旧藩士族をもって構成された第一兵団は、元三万五千石の筆頭家老の伊木大参 維新後藩政の基軸にすわった備前勤王党出身者の間には、廃藩をひかえて、尊攘 って十一月、新参事として赴任するにおよび、廃藩にたいする士族の不満は爆発した。不平士族は、近在農民を煽 に対立することになった 〔『森下立太郎奉公書』 岡山大学池田家文庫蔵)。 かれは、 来るべき 廃藩置県を強力に支持する点において、 「知事復職」を強訴させるのであった かっての政争過程では、文久三年十月伊木派によってしりぞけられ、農兵 |徴兵令にたいする士族の不満は、岡山藩では、四年六―七月の「解兵騒動」として具体化された。 《岡山経済文化史』三一二頁)。 身分制度にたいする人材登用、 (同上書三一三頁)。 ――討幕運動以来の二派に分裂、 ――耕戦隊の組織者でもあっ 士族と農兵、 一触即発の危 V 再び伊木派 藩知事に代 わば新旧

之事し)・貢租附加税拒否・県知導緑米十分の一減額に対応する貢租九割減納を要求している点が注目される 士族ラインと農民闘争が対立させられている点に大きな特徴があるといえよう。徴兵令に対決した農民闘争は、 県史稿本『八四頁)。廃藩置県にさいしての農民的要求は、そのまま徴兵令においてもひきつがれる。ただここでは 復職」を要求の一項目とした四年十一月の百姓一揆が、同時に土地改革反対(「田畑改正に付難渋の向有 明

服、 御 と犠牲の上でなされようとするかぎり、徴兵令も新税増徴=血税賦課と、民衆にはうけとられるのである。 加に反対しているのであった。六年岡山県美作地方を席捲し、二六、九一六人の処刑者をだした一揆でも、 治初年に十五件をかぞえるが(『明治初年農民縣援録』)、 .布令何事に不依心に不謙、就中徴兵・地券・学校・屠牛・散髪・穢多の称呼御廃止等の条件に至りては実に不拳 如何にも御損棄に相成」(同上鬢三四四頁)と、地券交付・学校建築など政府の手になる近代化が、民衆 そのほとんどが、 徴兵令および新法令による農民負担の増 の負担 「近来

養育し僅に人と成したるを、 述べた新税増徴が、 者の意見である。 もちろん、一般民衆にあっては、権利―義務の理屈ではなく、 より直接的なかたちで、 さきの 治十三年全国国会開設元老院建白觜集成』一一一頁)とは、一方的義務の強制としての徴兵制度を批判する国会開設請願 る可からず、是天の斯民を生ず本旨なり、権利なくして義務を尽す、余輩未だ其の名の故たるを知らざる也」(『明 たがって成立した新政府に、 ばならなかった。ところが日本での場合、維新という変革自体が、民衆の指導によって行われたものではなく、 と雖も徴兵に取られ其甲斐なかるべし、 た「貧民子を生むに、 ふつう近代国家が、 強制力によって凝行させざるをえなくなるであろう。「人民にして護国の義務ある以上は、 「下民の兵役を嫌う事蛇喝の如く、義務責任などに至っては殆んど知る者なし、下民言う、 反対闘争・消極的抵抗としての徴兵忌避におもむかせたのである。 長男の外女子を生めば喜んで育し、男子を生めば喜ばずして日、此子折角養育し生長せしむ 国民国家として形成されるかぎり、国家にたいする国民の忠誠心は、 民衆の利害が反映するはずもなかった。ことから徴兵の義務は、 官何故なく強奪す」したがって「免役脱役の術を共議し権謀詐術至らざるなし。」ま 養育せざるに如かずと夫婦相談して天に帰すに至る」 前掲建白書はつづけてい 自発的なものでなけれ 自発性によってでは (同上書一一二頁)と、 我千辛万苦して 参政の権利なか

徴兵令にたいする民衆の対応を記している。

外を規定しているのであった(松下芳男同上書二四六頁)。したがってこのかぎりでは、士族に独占された将校・下士 軍将校生従などの当然の除外者以外にも、国官省府県吏員と所定学校生従、四戸主とその相続者、 治軍制史論』上巻二七四頁以下にくわしい)。 国民皆兵の名目に反しておかれた免除規定とは、 にかけて広汎に 行われた(これらの具体例については、大石慎三郎「徴兵制と家」―『歴史学研究』一九四号、松下芳男『明 言すれば、このことから、徴兵制度のなかに、明治政府が志向する近代化路線にしたがって、階級的性格がもちこ 官、官僚およびその候補生、二七〇円の代人料を支払いうる大地主・ブルジ『アジー、そして税金賦課単位として 父兄に代って家を治める者などの免役条項をもち、さらに第六章第十五条では、代人料二七○円を納入する者の除 および第六章徴兵雑則丼扱方第十五条とである。すなわち、第三章における十二の条項は、臼体格不良者、 まれるのであった。 の家の相続者などが免除の適用をうけ、一般大衆、それも下層民衆ほど、のがれられないしくみになっていた。換 わゆる「徴兵分家」「徴兵養子」と呼ばれた抵抗は、 免除規定による合法的忌避であり、七—八年から十年代 第三章常備兵免役機則 国養子ならびに

参加できるのは、一部の限られた士族であり、「尾大の弊」と呼ばれる大多数の士族の不満は変らなかった。不満 きよう。まずもっとも大きな打撃をうけ、それだけに切実な利害をもつのは、下層民衆であった。 国会開設に大きな期待をかけることになる。将校下士官などの職業軍人、政府官僚とその候補生として権力機関に 揆以来、三年にわたる血税供出忌避のため、あらゆる努力をかさねていたかれらは、徴兵免除の実現をつうじて、 これまで、廃藩 ー徴兵制度にかんする利害のあるところをみてきたが、小括すればつぎのようにいうことがで 死を賭した反対

などの免除規定利用が充分可能であり、 のであることはいうまでもない。 民権へと、 のハケロは、 の主導権 をかれらがとったとき、徴兵問題が、みずからの要求としては決して提出されることなく、 7). 徵兵反対一揆鎮圧徵募兵、 れらの反政府理論の基底をかたちづくってゆく。 とれらの反対派にたいして、いわゆる「豪家の農商」の場合、徴兵分家・代人料 そのかぎりではほとんど影響はなかったといえる。 台湾出兵というかたちで現われてくる。 もとよりそれが、 あるい 民衆の反政府闘争と峻別 は 連の士族反乱 したがっ つねに同盟者 て、 民権運動 されるも

## 11)地粗改

ĪΕ

0)

か

らのみなされ、

それをうけていたにすぎなかったのである。

V か 地 なる変革であったかという点におい 租改正が、 旧来の幕藩領主的土地所有の変革であったととは、 ては、 多くの問題がのこされている。 誰しも異論をはさむものはない。 だが、 それが

は、 0) 価・米価調査・利子率査定をはじめ一切の問題が、 ように地 増大によって、 の本質に封建覔租たる性格を付与されつつ、絶対主義権力によって決定づけられた点である。 てあ まず確認しておかなければならないことは、旧来の封建賃租と形態的には相異しているにせよ、 国家経費をまか し形式の上では、 価が算定され、 (これらの点については、 近代的租税に転化してゆく可能性をもつものであった。だが、明治六年という歴史的時 .なら唯一の 「収益税ないし名目的財産税としてのかたちをもたされたことは、 地租を賦課しなければならなかった。 財源であるかぎり、 有元正雄氏のすぐれた分析「地祖改正における地価 まず「旧来の歳入を減ぜざるを目的」 政府の意図をみたすために、 したがって、現実の地価決定においては、 の決定」 権力によって強行的に遂行された ĺ 地 とし、 『史学研究』 価に対応する 同時 それ なお地 K 六 を可 十号にくわし 点に Ŀ 地 能 を起は、 生産費評 地 租 ħ 収 にする が 制度 いて 益 0)

藩の帰 近代化をめざす対立路線であるのにたいして、廃県復蕪を志向する反動的なものである。 費を不当に過少評価したことは、地租の本質を決定づけるものであるといわねばなるまい。 体での問題は、 有=地租に対決するかぎり、ここでの矛盾対立は、従属的副次的であるといえる。後述する民権運動とくにその解 向する農民階級の動向である。 の編成替をなさんとする明治政府のラインである。第二は、政府の地租改正と対立しつつ農民的土地所有実現を志 第一には、 主要なものでも基本的なものでもありえないであろう。そこでは、つぎの三つの階級配置が考慮されねばならない。 行われるのであった。右の大前提のもとでは、いかなるかたちの変革を行うかという政府内部での対立は、 行過程において、さらには自由民権運動において生産費再評価による地価修正の問題がひきだされることになる。 小農民経営を基盤とし、 田法のごとく、 地租改正を実施することにより、幕藩領主的土地所有を国家的封建的土地所有に集中統一し、 この農民的統一戦線の決定的分裂にある。 生産費評価において検査例が近代的形式をとりながら実質的に労賃部分の完全無視をはじめ、生産 **徽租権委譲による郷士的土地所有を創出しようとする。だが、との郷土的土地所有の方向は、(※)** 「旧来の歳入を減ぜざるを目的」とした地租をもって、ここに領主的土地所有の廃絶が この場合、地主層と耕作農民との内部対立をはらんでいるが、 第三の方向として考えられるものは、 西南雄藩の禄券法や弘前 かくして、地租改正遂 国家的封建的 前二者がいずれ もってそ £ 赸 所

錘 することにより成立し、 維新と地主制』二五一頁・ 帰田法については、 帰田法また有償買上げとはいえ、領主的所有棎の優位を前提してのみ実現可能な方法である。 『地主制の成立』―『日本歴史講座・近代の展開』六四頁)。 丹羽邦男氏の研究にくわしい (「地主制創出の政治過程について」―歴 献 参 法 は 、 農民の土地保有権を否定 **史学研究会**編 治

政府権

力によって直ちに潰滅させられるのであった。

具体的に出雲母里藩で施行された帰田法についてみることにする。

農民の側においても、 の方向とも対立することになる。したがって政府は、 實任者を処罰し、 買上代金の融資すら拒否する(同上書(一七一頁)。 **企農民が対象とされた。それは明らかに、** 藩に於ける帰農」―『松江藩経済史研究』所収)。 母里藩では、 始ど将に沸騰せんとす』(『江木鰐水日記』下七五頁―『大日本古記録』所収)のごとく抵抗を示す。 明治三年全藩士に対して、領内全農民から耕地を「強制的買上げ」ることにより実施される(原伝「出雲母 「二千戸余帰農するに、田無し、 領主の所有権優位を前提としたものであり、領主的土地所有否定をめざす明治政 弘前潴の場合では、 、民の田を奪りに非ざれば能わず、民田を奪わるるを恐れ、卒失り所を 十町歩以上地主層を対象としたのに対して、ここでは

政府の地租改正をめぐる階級配置の具体的態様につき、以下岡山県での改正遂行過程にそくしてみてゆくことに

する。

地 租改正紀要』 岡山県の場合、地租改正に先だつ明治四年に、一県独自の土地改革が行われた。その内容にかんしては、 かぇ つぎのように記述してい

『府県

其所有を放ち無代価上地せしめ、之を検して人民僅に私有するに魅ゆべきの税額に改正し、更に投票公売して以て其所有を定 に救り可らざるに至る、於是明治四年悪田畑改正の挙あり、其法たる弁納厚税にして人民全く保有する能はざる地は、 F……真他旧来厚税にして、其地の収穫を挙て之を輪納するも、尚税額に足らざるもの多し、其足らざるものは皆一村人民を 且其各種の救助法を廃し、従来加損を附与するの地にして其厚税に堪へず、各自保有する能はざるも亦公売の地に準じて 然れども唯人民をして纔に力を田畝に尽さしむるに過ぎざるなり」(『府県地租改正紀要』岡山県備前国四頁) 甚しきに至ては、一村挙て弁納の地となるあり、一村過半荒蕪不毛に属するものあり、積年の久しき其弊遂 随意に

村・津高郡河内村外二六ケ村・上道郡寺山村外十一ケ村など、山陽道沿いの広い地域にわたって農民闘争が展開さ

国会開設請願運動の発展構造員

この土地改革にたいして、農民は正面から対立した。四年十一月、磐梨郡田原下村外十二ケ村・赤坂郡南佐古田

が、 畑荒廃に帰せん」としたため、農民におされた行幸村大庄屋野崎万三郎(のち岡山県権大禹として地和改正に反対する) 地租改正紀要』の記述と異って、真租増徴を結果したのである。したがって邑久郡地方では、 **夫口嶽薔代御免之事一、義倉廃止之事一、知事復職之事」(『岡山県史稿本』八四頁)であった。** 大衆が要求したところは、 山人物彙海』二六〇頁)。 代表として出訴し、 (『明治初年農民縣擾録』三三〇頁以下)。 ついに「地租の負担に堪えざる田畑一万七千町歩を審調」させることに成功した(『備前岡 「一、田畑改正に付難没の向有之事一、知事家禄十分一の上は貢米十分一相納度事一、 所在の大庄屋・酒屋・大地主を打こわしつつ岡山 土地改革は、 進馨してい 「税法公平を失し田 『府県 た農民

との土地改革をへて、地券調査・地租改正が実施されていった。

県令以下県庁全職員の政府にたいする反対闘争にまでたかめていった。結局は、県令をはじめとして、<br />
一一一名の ば、八年四月には、 長・総代人にたいする一般的雰囲気は、ついに岡山県下区戸長をして、地租改正反対の決議をさせ、さらにそれは、 益々不平の色あり、 圧力、旧来の年賈と実質的に変るところのない地租にたいする階級利害の認識が、区戸長から県庁全職員までまき 岡山県庁全職員の罷免となり、 |年の地券調査が、 「久米北条都の人民改正の是非を論じ頗る物議あり、戸長及総代人等屢々説諭を加うると雖も、 外郡も同様苦情あり」(同上書二〇一頁)へと発展していった。 このような実地担当者たる戸 「名寄帳紛乱し人民孤疑を懐き、事務之が為に遅渋す」(『北条県史』三七頁) 新県令によって地租改正が強行されることになるのであった。農民大衆の下からの の空気をかもせ

こんだ全県民的抵抗を可能にしたものといえよう(この過程の詳細については、抽稿「山陽自由党の組紜過程」—『経済論

《府の地租改正に反対の一点において、すべての県民は統一することができた。しかし反対した県民のなかには、

それぞれ独自の階級利害が主張されていたはずである。

うか。さきの四年土地改革にかんする資料では、「人民全く保有する能わざる地は、随意に其所有を放ち無代価上 藩の志向は、 というのも、 わたしはとの「上知」→「投票公売」による再配分を、士族による土地売収、地主化ではなかろうかと考えている。 地租改正紀要』岡山県四頁)と、 知せしめ、之を検して人民僅に私有するに堪ゆべきの税額に改正し、更に投票公売して以て其所有を定め」(『府県 わば、事実上の農民的土地所有、それを前提とした地主的土地所有が、広汎に成立していたことによるものであろ われてくるが故である。 まず士族の場合、すでに記した解兵騒動・知事復職の百姓一揆煽動にみられるごとく、近代化に逆行する廃県復 後述する地租改正反対にさいして、士族層の一部が「低価を以て地所を買得」した地主としてたち現 明示されていた。だが土地問題として、禄券法・帰田法のごとき働きはみることができなかった。 県による保有地再配分についての記述がある。 未だ具体的な資料には接しないが

人—十三年岡山紡績支配人) 口県士族) 叢』七六巻一号)。 程度の土地所有と手作経営を主体とする豪農層として把握できるのである(拙稿 (前述邑久郡行幸村大庄屋として土地欽革に反対―岡山県農工銀行創立者) 区戸長および県庁職員の場合についていえば、区戸長層の経済基盤を一般的に概括するとき、それが、三し十町 権参事西毅 また、 一(儒者―学校賞事―国会開設請願運指導者・民権派士族の代表)を頂点とし、 地租改正に反対した岡山県庁職員とは、 • 権少属佐 < 木 善 三郎(旧藩御用商人•町総年寄格—十年岡山米商会所頭取—十七年岡山丸持角 『岡山市史』に依拠すれば、 中属村上長毅 「自由民権運動と豪農層」―『経済論 (士族——十年第二二国立銀行支配 権県令石部誠中 権大属野崎万三郎 Щ Ш

有数の地代収入を得ている階層である。 内は、それぞれの出身およびその後の経歴であるが、いずれにせよ地主的土地所有の上に立脚し、 力策張出大関)。らが、 その上級官員として構成するものであった(『岡山市史』六巻・四六四九頁)。 人名に附した括孤 岡山においては

予定の二割増をはるかに上まわるものであった。地主として、かれらがもっとも切実な関心は、低額地価の査定に 墾などに活躍する将来をもつものであった。杉山ら士族層は、土地改革以来、 明らかに、士族の地主化の利害を反映するものであった。御馬役の二男として生まれた杉山自身、 るとはいえ、 大の利益を守るため、 動から島根県権参事をつとめた経歴をもち、 ることができようが、 て」―『明治維新と地主制』二八六頁)。 西は杉山に旧恩を受る人にて止を得ず承諾し、而して西と杉山より石部県令に迫り」と、 旧慣据置になる時は、 かれらが予想した改正による地価は、 「官員丼士族之内昨年以来低価を以て地所を賞得し、改正を得て利を得んと計るもの不尠、 その経済基盤は地主的土地所有にあった。 かれらが政府の地租改正に反対した理由として、改正局出張官員戸叶正明の報告は、 ていたところ、 上級官員の主力は、すでに記したとおり、岡山きっての地主であった。 反動派士族の総帥杉山岩三郎の 暗躍 を指摘して いる(丹羽邦男 「地主制創出の政治過程につい 進退空るもの往々有之、其党より士族杉山某に謀り、……杉山より西参事へ迫ること両日 現実はこれに反して、 岡山県職員を、 政府査定よりはるかに低いものであった。したがって、 九年には第二二国立銀行の創立発起人に、岡山紡績 「多くは旧藩士族」とみれば、 「旧慣据置」であり、 「備前西郷」として勢力をふるう杉山岩三郎の圧力とは 政府指令の反当一石七斗の収穫米は 「低価を以て地所を買得」しつつあ 右のようなつながりを考慮す 士族の地主的土 たとい士族身分にあ 商法会議所 尊攘——討幕運 つぎのように記 「改正を得て利 然るに本年 地所有拡

部県令への強要は、 ある。その上県庁にあっては、 県庁職員に最後的決定を行わせ、 全県下農民あげての反対闘争に対処しなければならなかった。杉山 ここに県令以下全県的な反対体制が成立したのである の西権参事→石

うに、 峻別しておかねばならない。 おいて、耕作農民にあっては、農業経営との関連で問題にされてゆくのであった。これにたいして地主における地 耕作農民の場合、 耕作農民の地価決定にたいする関心は、本質的に異なるものであった。地和改正の本質笂明のところで指摘したよ 租減免が、 価修正の要求は、 地 租の封建的性格、 土地所有農民のすべてを結集できる最小限綱領である点を確認しつつも、その底に流れる異質の路線を 主層が要求する低額地価決定 小作料収入の増加と地租の軽減にもとずくものといえる。わたしたちは、 決定的である。したがって、地租改正遂行過程以来十年代にかけてたたかわれる地価修正運動に 地価決定における生産費過少評価が、ここでは問題となる。 ―地租減免は右にみたごとくであったが、 中貧農 とりわけ労賃部分の無視は、 地租改正に反対する地 ・小作人を主体とする

羽 以て弁却すべきことを主張し圭角を生ず」(『岡山県史稿本』二四六頁) 年正月「岡山県米価騰貴し殆んど石代平均相場の二倍に及ばんとし、 が改正を機として、 こてあっ |備中酒津梶谷豕の小作間巡」─晨跛調査会編『小作騒動に関する史料集』一○六八頁)。 地 小作人にあっては、 主制の成立」ー た。 対抗して、 現物納に代る金納要求が、 『日本歴史講座・近代の展開』六一頁)、 土地保有権の確認を意味する地券交付-八年頃からは地主主導による新たな小作契約の締結がすすめられてゆくといわれ 地主階級にだされたことは、注目すべきことである。 さらに小作問題にたいする地主同盟がつくられてゆく と低額金納を要求する小作騒動の脅威がは 小作人等地主へ正米収納を厭い、 -地租改正は、 小作人の要求は、 全く無縁の存在であっ すなわち、 平均 相場を た。 分

囯

国会開設請願運動の発展構造日

この地方でも明確化し、 新聞紙上に数多く報ぜられるようになるのであった。

## 〔Ⅲ〕 殖 産 興 端

化されていった。 近代化の「上からの道」は、 大久保内務卿によって、地租を財源とした殖産興業政策をつうじて、典型的に具体

形成』一四一頁)というごとく、明らかに政府権力による資本主義育成である。かくして、産業賃付金の交付・重要 興業政策を強力に推進することになった。かれ大久保のプランが意図するのは、 産業の官営・政商資本の保護育成などの方法をもって、大久保の殖産興業は行われていった。 を尋るに、未だ嘗て政府官吏の誘導奨励の力に依らざる無し」(「殖産興業に関する建議書」 ― 庖野政直 『日本近代思想の り、人民の貧富は物産の多寡に係る。而て物産の多寡は人民の工業を勉励すると否さるとに胚胎すと雖も、 てきた大久保は、六年十一月、内務省を創設し、農・工・商にかんする一切の事務を掌握することによって、 し、大久保・大隈ら官僚派が政治の主導をにぎることになる。外遊中、英国の富強の基盤を、 洋行から帰った大久保を待っていたのは、征韓論であるが、論争決裂がかえって大蔵官僚の地位を強固なものと 「大凡国の強弱は人民の貧富に由 工場工業のなかに観 殖産

円に減少するが、使途においては、一般勧業費が七~八割の比率をもっている。この時期は、 は、その七割までが、官営および特定産業育成費に向けられており、いわば上からの資本主義化がもっとも積極的 に行われたときである。これにたい 歳出絵計にたいする割合が、一〇し二〇%と比較的大きいという意味で、特徴ある時期である。 政府予算のなかで殖産興業費は、第四期から第七期にいたる間では、一、〇〇〇万円乃至八〇〇万円が計上され、 して、八年から十三年にいたる時期は、 殖産興業費の絶対額は、 士族授産が行われ、 同時にこの時期で 三七五〇〇万

政史』第三巻による)。 貫して変らないが、 赸 方産業が勃興したときであり、それらを促進する勧業資金として地方に配布された。殖産興業政策の本質は、 おかれた力点のちがいから、 この二つの時期に分けて考えてゆくことにする(予算額は 一明治

の設置 野政直前掲書一六二頁) りと雖も、徒に虚実に属して国其国にあらざる事、 足せざれば、上下衣食に奔走して其他を顧るに暇あらず。果して如此なれば、 菱資本に年額二五万円の助成金が、 野組ら政商資本を銀行資本に推転させ、まず産業発達の前提を整備した。 政府権力の保護育成による資本主義化という大久保檮憩は、前述資金をもって、まず各種工業部門での模範工場 重要鉱山の官営・外人技師の招聘等の方法により遂行されていっ といわれるごとき、 海運保護のもとに交付された。ここでの資本主義化の意義とは、 軍備拡張に優先する産業の興隆であった。 古今万国其例鮮からず」(大久保「殖産興業に関する建議書」― た。 あるいは交通機関の整備拡充として、 仮令海陸軍備の蔵、 五年の国立銀行条例は、 学校教育の盛あ 三井組 荷も財用充 = 깶

檶 るるに厳酷の方あり、出すに節制の跡なし……」(自由党史』第一分冊一九三頁)。 **非会社の資を成し、** たるを見ず。 のように批判をしているのであった---ととはいうまでもない。十年の立志社建白書は、 こうした官営産業・特権的政商資本の圧力が、 力の軽重に従て増減あり、 抑も天下人民は己れの身命に関するの税なり、 或は数万の財を出し某会社の業を起さしむ。 而して事務の増減亦之に従う。 「却て工商の権を擁し、 対立するかれら地方における 民間産業・地方ブルジョアジ 己れ脅血を輸たすの租なり、 故に定額に依りて事務あるが如く、 賑済の途其人を限るが如し。 人民の利益は偏頗に帰し、 ーの発展に大きな制肘を加 「豪家の農商」 地方ブルジョ 而して其租 或は数十万の金 アジ 各省の定額も其長官 の声を反映してつぎ 事務佐くるの定額 ı 一や其税 の殖産興業に えてい を以て た

園

たいする批判は、 まや議会制度をつうずる租税協養権・予算議定権への要求として発展してゆくのであった。

あり、 て、 本における地方銀行の発展」 によって地方産業を支配していったのである(これらの点について、とくに国立銀行の成立過程については、 なども、 例にもとずく四つの国立銀行だけでなく、 L 公金を、 国立銀行にたいして官公金取扱の特権賦与を規定し、 れをつうじて地方へ進出してきたことから明確化した。 政 全国各地に米穀市場の創設――米穀取引のための金融機関の設立が必要であった。かくて、 商資本と地 高利貸—金融—商業 各国立銀行大株主には無担保で貸付けることができたのである。 その預金中に確保させたのである(『明治財政史』十三巻四四四頁)。 「府県方」と称し、 方ブ zν 3" а —中央大学『経商論纂』 アジ ―産業へと、進出してゆくことが可能となったわけである。この官公金取扱特権は、 その特権をもっていた。 ーの間における矛盾は、 維新以来、 六二号にくわしく論じてある)。 つまり政商資本は、 七年上期六二%、 政府の会計局為替方を担当していた三井組・島田組 特権的政商資本が、各府県の官公金取扱業務に従事 地租改正は、租税形態を金納化したが、 八年上期四五%、九年上期三〇%という官 とこにおい 「府県方」をつうじて利殖 しかも、 て政商資本は、 この官公金は、 国立銀行条例は、 その前提条件とし 官公金を財源 無利子預金 荒井正夫「日 「府県方」 小野組 そ

下の養蚕==製糸業を例にとってみてゆくことにする。 に取 岡 山地方に進出してきたのは、 扱ってきた。 この島田組政商資本にたいする地方ブルジョアジーおよび民衆の対抗関係を、ここでは小田県 横浜の島田組であり、 八年の破産まで、 岡山・小田・北条各県の公金収支

を積極的に奨励していった(『岡山県蚕業沿革史』六四頁)。 Æ, 年六月、 備中笠岡に小田県庁がおかれて以来、 県権令矢野光儀は、笠岡に支店をもつ島田組 かくて同年十月には、 県営殖産機関 小小 と提携し、 田県会社が設 蚕糸業

社を中軸にして、二〇ケ所の出張貸付所が県下におかれることになり、 組によって、 立指揮を受くべき事」(同上書十一頁)と、殖産座方法第二則に規定されたごとく、地方産業の発展は、県庁=島田 専務に付い る(『日本勧業銀行史資料』第二集三~十三頁)。 だが、 ここでの問題は、 田組資本によって完工することになる(『岡山県蚕業浴革史』六五頁)。 「逐日各所より所産の生繭を輸送し来るもの絶えず」の盛況にたっし、 本局方法および貸付・殖産・商業の各座方法が整備し、笠岡の元社・玉島・倉敷・高梁・福山・ 其土地検査及び正副戸長地主進退人等へ器に示談の上故障の、有無等聞糺し、見込書相そへ御県庁へ申 上から統制把握されている点である。 養蚕業の発展は、 「養蚕・牧牛・製茶等開業の儀は、 六年に入り、 さらに七年には、二四釜の器械製糸場が島 殖産
興業
政策
は、 島田組仮製糸場開業となり、 強力に推進されるにい 殖産の最 鞆津の分

政商資本の、あからさまな支配体制の確立を表明するものといわねばなるまい 段階を集大成したものとして、 が著わされた しい時代における新しい需要に対応して、自主的にうみだされたものであった。さらには、 とした養蚕共同経営・ 一三七、一四一など各頁に記してある)をはじめ、 四年小田郡矢掛村佐伯義門の専用桑園一町五反歩造成、 に把握しようとしたものにほかならない。江木鰐水ら福山藩士による養蚕経営(『江木鰐水日記』下巻七、 か蚕種製造・座繰製糸の成果の上に立って行われたものであり、 このような小田県―島田組の手になる蚕糸業奨励とは、生産者農民の間で、近世封建社会以降発展しきたってい (同上寄七三頁)。 蚕種製造、 だがこれらの刊行が、 前述佐伯義門による六年十二月の『山蚕養法』、 あるいは堺村三宅息次の座繰製糸など(『岡山県蚕業沿革史』四五頁)、 鳥田組笠岡製糸場からなされたことは、 しかもこの成果を、 福山町海野章吉の 自己の独占的支配系列 かかる養蚕業の生産力 地方産業にたいする 『養拾蚕遺篇』 それを基礎 いずれも新 のもと 四六、

第八十巻 三九 第一号

三九

第八十卷

b 書 胎」―『瀬戸内海研究』七号を参照していただきたい)。 処あり、 く県政を批判したのである。かれらが指摘する「疑う処」二三ケ条の失政には、勧業政策について「勧業少々疑う ときに七年六月、 と言及し、 『奉矢野権令書』は、 殖産会社の取立金少々疑う処あり、 小田県一 小田県学校督事阪田文平(初代岡山県会議長)ら四人から、県令へ提出された臨時議院設立要求 -島田組による殖産興業を攻撃した(『奉矢野権令書』については、 蚕糸業をめぐる対立にたいして、地方ブルジョアジーと民衆の意見を反映し、 島田組上棟の儀式少し疑う処あり、 御官員営利に関係少々疑う処あ 拙稿 「下流の民権説の胚

中心になる。 八年から十三年にいたる時期の特徴は、もとより前期よりの方針の継続が基調であるが、 秩禄処分と士族授産

分は、資本の本源的蓄積の過程としての意義をもつものであった。 明治政府の秩禄処分は、こうして封建家臣団を解体し、大量的な無産者をうみだしていった。そのかぎりで秩禄処 封建的禄制は処分されていった(吉川秀造『士族投産の研究』七〇~九一頁)。中央集権をもって資本主義化の道を歩む は、六年十二月の秩禄奉還制度、八年七月同中止、八年九月秩禄の金禄への改定――金禄公債証書交付とすすみ、 藩の禄券法および帰田法の禁止としてなされ、まず復古的な郷士的土地所有への道が阻止される。 政府官僚が、 士族たちは、政府主導の殖産興業にすくい上げられ、労働者として吸収されてゆくことになる。他方この過程は、 士族授産の前提は、廃藩置県―禄制整理―禄制廃止である。これら秩禄処分の過程は、中央集権の確立をめざす 士族反対派の基盤にたいする最後的な打撃として行ったものであった。その第一着手は、 世禄から強制的に分離され、 生活の資を失った 以後禄制の整理 五年二月旧

金禄公債が資本へ転化してゆくプロセスでもあった。

得せしめん」として、 に関する建言書』、同年五月、 大隈の起業公債一干二百万円募集へと発展していった(吉川秀造『士族授産の研究』 二五 立して一種の資本手形を発行し、以て産業工作を起して物産の蓄殖を期し、且つ地租・家禄の制をして各々其宜を 士族の性尤も近き所とす」(+「年七月『岩倉公実記』下巻五四八貫)であり、 気力を旺盛にし、以て外人と競争するに足る。今の現況に拠るに、学問百科凡そ以て国の事業を進歩せしむべき者、 本主義のにない手として、 「士族は積世涵養の力を以て其精神を発揮し、自科に進むに足り、其志行を奮励し、以て艱苦に耐ゆるに足り、 政 府 の殖産興業政策また、それを補充しつつ士族授産というかたちをとってゆく。政府官僚においては、 貸付局設置意見書をだし(九年五月)、さらに十一年三月、 士族―「実業に従事するインテリゲンチャ」が期待されていた。 資本主義のブルジョ 大隈―大久保はすすんで「貸付局を設 大久保の『一般殖産及華士族授産 岩倉具視によれ ア・イデオ ローグ 日本資 福

貫としてなされたのであった。岡山県の場合も例外ではない。第二十二国立銀行・岡山紡績・児島湾干拓の微力社 されているので、 礎にしてはじめられた。 の「腕力武勇」「学識徳義」のなかに資本主義のトレーガーを見出しつつ、上から強力に保護育成するのであった。 などをはじめ、明治十四年『第一回岡山県統計書』が記載する会社工場の大部分が、士族によって、 さらに、 くして、 か 十年前後に発足した会社・工場・国立銀行など、 かる方略での資本主義化が、 ここでは記さない。ともあれ、 個 々の事例については、 「失意の旧官吏、不平の士族等、 政商資本を背景に、 吉川秀造 『士族授産の研究』(三九六~四四七頁) そのほとんどが秩禄を資本とし、 地租を充当した殖産興業資金をもって、 党類を結合し名を民権に仮託して衆庶 士族授産 にくわしく分析 士族資本を基 事業 Ø

沢諭吉によっても、

高唱されているのであった(鹿野政直『日本近代思想の形成』「七八頁以下にくわしい)。

国会開設請願運動の発展構造員

四二 第一号 四二

第八十巻

十六号が、詳細かつ徹底的な批判攻撃を展開した。すなわち、負債に苦しむ政府に、「何ぞ士族を救うの余資あら 説をかかげて論難する(十三年八月二九日号)。また十四年に巷間で伝えられた七族授産については、 先にあたっては、 士族授産にたいして、 政治的考慮からもなされた点に注意を払うべきであろう。民権運動発展過程において、北族層切崩しを目的とする わずと。諸士は皆恥を知るの志士なり義士なり。宜しく依頼怠惰の念を去り、奮発勉励自ら就産の法を求むべし。」 融資の士族授産にあった。 のを批判の対象としているものでないことはもちろんである。問題としているのは、 く論者が原由を知れり」と政府につめ寄るのであった。かく士族授産を批判する『美作雑誌』記者が、 ものにして、災害を未然に防ぐの策」であるとすれば、その前に「政府自ら内に顧みて其正心に問へ、 し」と批判する。さらに土族授産の目的については、「士族に施恩して其叛心を防がば、是不平論者の爪牙を絶つ たとい「貧民救助」は政府の義務であるとしても、 んや、まして「多数の人民を苦しめて少数の人民救助するが如き愛憎偏闓の事をなすべき理由毫もなし」と断じ、 政府を誹議し、漫りに政体を変革せんと謀る者あり」(十二年三月印藤尊文の上奏文)との把握 近代化の道は、 「是則ち偏倚不公平に陥るものにして、人の断じて取らざるところなり」と、 わたしたちは生産者的・農民的批判をもつのである。たとえば、児島湾開墾における士族優 権力と対立抗争しつつ、みずからの力によって推進される必要を力説するものである。 「嗚呼、全国の士族諸士よ、志士は謁して盗泉の水を飲まず、義士は飢て嗟来の食を喰 「貧民は何ぞ只士族のみに限らん、農に商に工に其数固より多 士族がらけようとするヒモ付 『山陽新報』は社 士族そのも 汝の正心能

ے۔

ファクチュア・ブルジョアジーであった(拙稿「自由民権運動と聚農層」―『経済論叢』七六巻一号)。

のこうした発言を支えているのは、作州地方における民権派豪農であり、

製糸マニユ

を経営するマ

### IV 小

括

以上わた したちは、 明治政府の近代化路線における重要な布石である徴兵令・地租改正・殖産興業をとりあげ、

民権運動への展望をもあたえつつ、それぞれの局面における階級配置について考察してきた 政 府路線に対抗する「下から」の近代化コースの場合、 十年以前の段階においては、 その内部に存する矛盾の

側

面は米だ統一されてい

なかった。

運動のもつ階級構成を示すものであるといえよう。 するのであった。したがって、民権運動が改正そのものではなく地租軽減に、主要な闘争目標の一をおいたととは、 K, をひきついだ地租の重圧に対立して、生産費再評価による地価修正をもって経営の発展を志向する耕作農民を基軸 すでにわたしたちが確認してきたところである。地租改正では、近代的外被をまといつつも封建買租としての本質 る地方ブルジョアジーの対抗が基軸となる。地方産業のにない手たる「豪家の農商」を、 て「上からの近代化」に対置してゆくか、特権賦与をもって政府路線にかいとられてしまうかが、 とれには内部的対立を示しつつも地租軽減を最小限綱領として、 しかし、もっとも切実な要求と関心をもって一揆をたたかい忌避を考えたのは、 免除規定をもち、反対一揆鎮圧が士族徴募兵でなされたどとく、ここでの利害関係はきわめて複雑で また殖産興業をめぐっては、 地主層をもふくめた土地所有農民全体が結集 官営・政商資本的近代化にた 耕作農民の先頭に立たせ 下層民衆であったこと、 十年以降の政治 いす

戦線発展のなかで、 十年をさかいとして、 前述分析してきた階級利害が、 「下からの道」は統一され、 正面から政府路線に対抗してゆくことになる。この反政府統 いかに具体化されてゆくかがつぎの問題 になる。

運動における課題となる。

第八十卷 四三 第一号 四三

国会開設請願運動の発展構造員